

東日本大震災に対応する第三次緊急提言のための審議資料

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議社会学委員会社会福祉学分会

1 被災者の支援に関わること

政府に対する提言

- (1) 行政機能が機能していない状況で、緊急雇用対策を行ない、同時に他の地域から被災地の行政への派遣を行なう。とりわけ、本年 3 月末までの緊急雇用対策で雇用期間が切れる人材の有効活用を図る。特に、被災地内での仕事を失った人々を緊急雇用し、活用していく。
- (2) 被災地における社会福祉関係機関の組織や運営システムが機能していない状況で、複数の自治体では社会福祉協議会が全く機能していない状況も見受けられる。このため早急に担当すべき人員の雇用と、必要な情報及びこれに要する予算の配分の措置を緊急雇用対策として実施する。
- (3) 被災地の避難所に留まっている要支援・介護高齢者や障害（児）者は生命的にも危機にさらされている。そのため、近隣の自治体施設で受け入れてもらえるよう、被災地側の人数確認と、受入側施設側の定員数を、各自治体に組織されている社会福祉の諸団体に対して、至急具体的な実施を要請する。他方、被災地側で両者を調整する業務を地域の社会福祉士会、介護支援専門員協会に要請する。

社会福祉士等の専門職への要望

- (1) 被災地においては、避難所や社会福祉施設、医療施設では多くの高齢者、障害（児）者、患者が被災地外への移動や、被災地内外でのサービス利用を求めているが、このようなコーディネートを専門とする専門職が不足しており、緊急に全国から職能団体を介して集め、派遣する。但し、それぞれの県での拠点をつくり、そこに、全体として利用者のいる利用者と受け容れる場所やサービスをマッチングさせるために、情報を集中化させる。
- (2) 今回の震災では、多くの被災者は他府県への移動が始まっている。その中では、受入都道府県での受け入れる公共施設、社会福祉施設、医療施設では要介護等の高齢者、障害（児）者等が多いが、そうした人々が適切なサービスが得られるよう、そうしたサービスのコーディネートを専門とする専門職として、各都道府県の職能団体は人材の確保を行ない、拠点機関を配置し、活動する。
- (3) 社会福祉施設への支援
社会福祉施設は定員以上の避難民を受け入れており、ここへの支援としては、代替要員が必要であり、上記以外に、介護職や学生ボランティアを

派遣する。これには、各都道府県の介護福祉士会や社会福祉士や介護福祉士等の養成校団体が対応する。このマッチングに対する対応についても、現地の拠点づくりが重要である。

被災した学生への支援

(1) 内定が取り消された学生に対する対応

職場が被災し、就職が取り消された学生への対応として、緊急雇用対策で被災地での「復興支援員」として、1年間行政に雇用する。さらに、来年度、新卒と同様の対応となり、不利が生じないように経団連等関係機関に働きかける。

(2) 被災した学生への対応

まずは、全国の大学が結集し奨学金ファンドを設け、被災した学生への奨学金に充て、学業の継続支援を行なう。

被災した大学での授業などが困難な場合には、他大学が短期留学生として受け入れ、単位の互換などの措置を進める。その際に、受入大学の宿所の準備を行なう。

2 被災地の復興に関わること

日本学術会議に対する提言

日本学術会議は被災地の現地調査をもとに、個々の地域特性を考慮した復興計画に向けての提言を行なう。これは、学術会議の総意でもって行い、社会学委員会としては、とりわけ、保健・医療・福祉等のサービスのあり方についてや、防災ネットワークにあり方やコミュニティのあり方といった町づくりのあり方に対して提言を行なう。

その際に、学術会議と連携している学会連合の協力を得て、それぞれの視点で調査し、意見を得ることで、それらをまとめて提言とする。できる限り重複した調査を避け、被災地の人々の活動に支障をきたさないよう配慮が必要である。

以 上